

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、老後やいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳から公的年金に加入し、毎月保険料を納めることで、老後や、あるいは病気やケガで障害が残ったとき、また、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

- ◎将来の大きな支えになります。
 - ◎老後のためだけのものではありません。
- ※20歳になると日本年金機構より「国民年金加入のお知らせ」などの郵便物が届きます。

令和元年分公的年金等の源泉徴収票を送付

国民年金・厚生年金保険の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象となります。

日本年金機構は、老齢年金を受給されている方へ、1年間の年金の支払総額などが記載された「公的年金等の源泉徴収票」を翌年1月中旬に送付しています。

「公的年金等の源泉徴収票」は、確定申告の添付書類として必要になります。確定申告の詳細については、お近くの税務署など、税務相談窓口にお尋ねください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、「源泉徴収票」は送付されません。

■問い合わせ／南国年金事務所 ☎864-1111

<自動音声案内に従って②→②と押すと、国民年金課に繋がります。>

<自動音声案内に従って①→②と押すと、お客様相談室に繋がります>

シリーズ国営ほ場整備

地元の費用負担について

1. 事業費負担金（事業完了後に一度きり支払い）

地区ごとの整備内容によって異なりますが、事業費の1.9%が受益者負担金となります（1反当たりおおむね4万円～8万円を見込んでいます）。なお、担い手へ農地を集積することで、集積率に応じて「中心経営体農地集積促進事業」の促進費が交付されます。

国営事業の負担割合 (%)				
区分	国	県	市	地元
通常の場合	66.6	25.2	5.0	3.2
↓ 地元負担の一部を市が負担しています。				
南国市の場合	66.6	25.2	6.3	1.9

◆中心経営体農地集積促進事業（促進費） (%)

農地集積率	補助金の助成割合	実質地元負担割合
75%以上	1.9	0.0
65%以上	1.7	0.2
55%以上	1.4	0.5

2. 換地清算金（換地処分時に一度きり）

工事前と工事後の土地の評価額（面積等）を比較し、差額に応じて清算金の支払い・受け取りを行います。

3. 維持管理にかかる経費（毎年）

- ① 水利費、田役費……現状どおり 既存の土地改良区賦課金、地元の水利組合費など
- ② ー1) 高知南国地区土地改良区（仮称）賦課金 ※稲生、久枝以外の13団地で予定しています。事業実施に必要な諸事務処理を担います（令和3年設立予定）。
ー2) パイプライン等運転経費（電気料など）
パイプラインや井戸を設置する団地では、施設の運転にかかる費用が発生します。

■問い合わせ／農地整備課 ☎880-6586